非紹介患者加算初診料及び再診患者加算料について

健康保険法等により、一般病床２００床以上の地域医療支援病院は、患者さんが紹介状なしで受診される場合、下記のとおり保険診療分以外に定額の選定療養費（「非紹介患者加算初診料」及び「再診患者加算料」）を求めることが義務付けられました。

当院では、初診時及び再診時の選定療養費を下記のとおりご負担していただいておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

初　診

内　　容	医　科	歯　科
（非紹介患者加算初診料） **初診で他の医療機関からの紹介状なしに受診される場合（緊急などやむを得ない場合や国の公費負担医療制度の受給対象者などを除く）**	**7, 700円**	**5, 500円**

◎初診とは
① 当院に初めて受診される場合
② 当院に医科受診されている方が、歯科を初めて受診される場合
③ 当院に歯科受診されている方が、医科を初めて受診される場合
④ 当院に受診歴がある方が、治療期間が終了した後に再び受診される場合
⑤ 患者さんが任意に治療を中止し、改めて受診される場合

再　診

内　　容	医　科	歯　科
（再診患者加算料） **病状が落ち着くなどして、他の医療機関への紹介を申し出たにもかかわらず、引き続き受診される場合、その都度**	**3, 300円**	**2, 090円**

広島市北部医療センター安佐市民病院